# 下水道法に基づく特定施設の届出等に関する手引き

寒河江市上下水道課

# 目 次


1　はじめに ……1
2　用語の定義 ……1
⑴　特定施設 ……1
⑵　特定事業場 ……1
⑶　除害施設 ……1
⑷　排水設備 ……1
3　事業者の義務 ……1
⑴　公共下水道使用開始・特定施設設置等の届出 ……1
⑵　特定事業場等の排水設備の改築、修繕及び維持の義務 ……2
⑶　特定事業場からの下水の排除の制限 ……2
⑷　実施の制限 ……2
⑸　事故時の措置 ……2
⑹　除害施設の設置等 ……2
⑺　水質の測定義務等 ……2
4　特定施設等に係る各種届出書類 ……3
⑴　公共下水道使用開始（変更）届 ……3
⑵　公共下水道使用開始届 ……3
⑶　特定施設設置届出書 ……3
⑷　特定施設使用届出書 ……3
⑸　その他の届出 ……4
ア　特定施設の構造等変更届出書 ……4
イ　氏名変更等届出書 ……4
ウ　特定施設使用廃止届出書 ……4
エ　承継届出書 ……4
5　各種届出書類の流れ等 ……8
6　水質規制 ……10
⑴　下水の水質規制 ……10
⑵　水質基準及び除害施設の設置 ……10
7　除害施設の設置等 ……11
⑴　除害施設の設置 ……11
⑵　設置基準に定める物質等 ……11
⑶　除害施設の例 ……11
8　水質汚濁防止法との関わり ……12
⑴　水質汚濁防止法に基づく届出等 ……12
⑵　届出等に関する問い合わせ先、届出先 ……12

９　罰則等 ……13
１０　様式・資料 ……14
⑴　届出様式 ……14
ア　公共下水道使用開始（変更）届 ……15
イ　公共下水道使用開始届 ……19
ウ　特定施設設置届出書 ……21
オ　特定施設使用届出書 ……23
カ　特定施設の構造等変更届出書 ……24
キ　別紙１　特定施設の構造 ……26
ク　別紙２　特定施設の使用の方法 ……27
ケ　別紙３　汚水の処理の方法 ……28
コ　別紙４　下水の量及び水質 ……29
サ　別紙５　用水及び排水の系統 ……30
シ　受理書 ……31
ス　氏名変更等届出書 ……32
セ　特定施設使用廃止届出書 ……34
ソ　承継届出書 ……36
タ　水質測定記録表 ……38
チ　実施制限期間短縮願 ……39
ツ　特定施設工事等完了届 ……41
テ　事故届出書 ……43
⑵　資料　特定施設一覧 ……44
ア　水質汚濁防止法施行令別表第１（第１条関係）に定める施設 ……44
イ　ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２（第１条関係）に定める施設 ……51

## 1　はじめに

下水道は、汚水を速やかに排除し、悪臭や害虫、伝染病等の発生を防止する「生活環境の改善」、都市を浸水から守る「浸水の防除」、汚水の浄化後に海や川へ放流することによる「公共用水域の水質保全」等の重要な役割を担う都市基盤施設です。

工場・事業場等から製造、加工や事業活動に伴って排出される排水には、製造工程で使用された原材料、消耗資材、中間生成物や製品の一部が混入し、そのまま下水道へ排除した場合、管路やポンプ場、処理場の施設を損傷し、又は機能を低下させ、あるいは下水処理機能を阻害して、処理場からの放流水の水質を悪化させるものがあります。

このため下水道法（以下「法」といいます。）では、特定施設の設置者や継続して政令で定める下水を公共下水道に排除する事業者に対して届出の義務を課しています。

## 2　用語の定義

ここでは、主な用語について次のように定義しています。

| 用　　語 | 用　語　の　定　義 |
|---|---|
| 特 定 施 設 | 有害物質や生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水又は廃液を排出する施設であって、水質汚濁防止法施行令別表第１及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２で定める施設をいいます。 |
| 特定事業場 | 特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。 |
| 除 害 施 設 | 公共下水道の管理者が定める下水道条例に基づき下水道からの放流水の水質を定められた基準に適合させるため、継続して基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者により設置される施設をいいます。 |
| 排 水 設 備 | その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいいます。 |

## 3　事業者の義務

法に定める目的を果たすため、特定施設の設置者等に対して、同法の定めに基づき様々な義務が課せられています。

これらの義務として定められている主な事項については、次に掲げるとおりです。

【表１　主な義務及びその内容】

| 義務とされる事項<br>（根拠となる条文） | 義　務　の　内　容 |
|---|---|
| 公共下水道使用開始・特定施設設置等の届出<br>（法第 11 条の２、12 条の３、12 条の４、12 条の７及び 12 条の８等） | 特定施設の設置者等は、公共下水道使用開始（変更）届、特定施設設置届出書、特定施設使用届出書、特定施設の構造等変更届出書、氏名変更等の届出書、特定施設使用廃止等届出書（同条）、承継届出書等の各届出を公共下水道管理者に届け出なければなりません。 |

【表２　主な義務及びその内容（届出以外のもの)】

<table>
<tr><th>義務とされる事項<br>（根拠となる条文）</th><th>義　務　の　内　容</th></tr>
<tr><td>特定事業場等の排水設備の改築、修繕及び維持の義務<br>（法第 10 条第２項）</td><td>特定事業場等の排水管、排水渠等の排水設備の改築又は修繕は設置者が行い、清掃その他の維持は、土地の占用者又は施設の管理者が行います。</td></tr>
<tr><td>特定事業場からの下水の排除の制限<br>（法第 12 条の２）</td><td>特定施設を設置する工場又は事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはなりません。</td></tr>
<tr><td>実施の制限<br>（法第 12 条の６）</td><td>特定施設の設置又は構造等の変更の届出をした者は、特定施設の設置や構造等の変更の届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造等を変更することができません。</td></tr>
<tr><td>事故時の措置<br>（法第 12 条の９）</td><td>特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければなりません。</td></tr>
<tr><td>除害施設の設置等<br>（法第 12 条の 11）</td><td>継続して基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者は、条例に従い、除害施設を設置しなければなりません。</td></tr>
<tr><td>水質の測定義務等<br>（法第 12 条の 12）</td><td>特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を記録し、５年間保存しなければなりません。<br>なお、施行規則第 15 条第２号に定める検査項目及び頻度については、下表のとおりです。<br>【水質測定頻度】
<table>
<tr><th>測 定 項 目</th><th>頻　　度</th></tr>
<tr><td>温度・水素イオン濃度</td><td>排水の期間中の１日１回以上</td></tr>
<tr><td>生物化学的酸素要求量</td><td>14 日を超えない排水の期間ごとに１回以上</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>１年を超えない排水の期間ごとに１回以上</td></tr>
<tr><td>その他の測定項目</td><td>7 日を超えない排水の期間ごとに１回以上</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

## 4　特定施設等に係る各種届出書類

下水道施設の保護、機能の維持及び処理場からの放流水の水質の確保を図るため、事前に特定施設の設置等の届出が必要となります。主な届出等については、次に掲げるとおりです。

### ⑴　公共下水道使用開始（変更）届［様式第４］（法第 11 条の２第１項）

継続して政令で定める汚水の量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用する者は、あらかじめ公共下水道管理者に当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を届けなければなりません。また、届出された下水の量又は水質を変更しようとするときも同様とされています。

【政令で定める量及び水質】
ア　政令で定める量とは、１日における最大汚水量 50 ㎥以上です。
イ　水質については、令第８条の２に示す水質基準に適合しないものです。

【公共下水道使用開始（変更）届出の主な記載事項】
ア　汚水の量及び水質
イ　使用開始（変更）の時期
ウ　除害施設が必要な時は、その処理方法等

### ⑵　公共下水道使用開始届［様式第５］（法第 11 条の２第２項）

水質汚濁防止法第２条第２項に定める特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第１項第６号に規定する水質基準対象施設の設置者が、継続して下水を排除し公共下水道を使用する場合、⑴の届出をする場合を除き、あらかじめ使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければなりません。

【公共下水道使用開始届出の主な記載事項】
ア　排水場所及び排水口数
イ　開始年月日
ウ　特定施設の種類

### ⑶　特定施設設置届出書［様式第６］（法第 12 条の３第１項）

特定施設（例外があります。）を設置して、終末処理場を設置している公共下水道を使用する者は、公共下水道管理者に特定施設の種類、構造、汚水処理の方法等について届出を行い、計画の内容について事前に審査を受けなければなりません。

【例外とされる特定施設】
旅館業の用に供する厨房施設、洗濯施設、入浴施設（温泉を利用するものを除く。）

【特定施設設置届出書の主な記載事項】
ア　個人の場合、氏名及び住所並びに法人の場合、名称、住所及び代表者の氏名
イ　工場又は事業場の名称及び所在地
ウ　特定施設の種類、特定施設の構造及び特定施設の使用方法
エ　特定施設から排出される汚水の処理方法
オ　公共下水道に排出される下水の量及び水質、用水及び排水の系統

【特定施設設置実施の制限】
法第 12 条の６第１項の規定に基づき、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、特定施設の設置をしてはなりません（短縮可）。

### ⑷　特定施設使用届出書［様式第７］（法第 12 条の３第２項及び第３項）

ア　特定施設に指定された場合（同条第２項）

水質汚濁防止法施行令又はダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正により、新たに指定されたとき、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、指定された日から 30 日以内に届け出なければなりません。

イ　公共下水道を新たに使用する場合（同条第３項）

既に特定施設を設置している者が継続して下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用することとなったときは、使用開始の日から 30 日以内に、アと同様の事項について届け出なければなりません。

【特定施設使用届出書の主な記載事項】
前記の特定施設設置届出書と同様の特定施設の種類、構造及び使用方法等

⑸　その他の届出

ア　特定施設の構造等変更届出書［様式第８］（法第 12 条の４）

法第 12 条の３に基づく特定施設の設置等の届出をした者が、その届出に係る特定施設の構造、使用の方法、汚水処理の方法、下水の量・水質、用水・排水の系統等を変更しようとするときは、変更内容をあらかじめ、60 日前までに届け出ることが義務付けられています。

【特定施設の構造等変更届出書の主な記載事項】
特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理方法等の変更しようとする事項

イ　氏名変更等届出書［様式第 10］（法第 12 条の７）

特定施設の設置等の届出をした者が、その届出に係る次の事項に変更があったときは、変更の日から 30 日以内にその旨を届け出なければなりません。

(ｱ)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(ｲ)　工場又は事業場の名称及び所在地

【氏名変更等届出書の主な記載事項】
上記(ｱ)、(ｲ)に加え変更年月日、変更理由等

ウ　特定施設使用廃止届出書［様式第 11］（法第 12 条の７）

特定施設の設置等の届出をした者が、特定施設の使用を廃止したときは、廃止の日から 30 日以内にその旨を届け出なければなりません。

「特定施設の使用を廃止したとき」には、当該特定施設の使用を永久に停止したときのほか、用途変更により特定施設の種類を変更した場合も含んでいます。

【特定施設使用廃止届出書の主な記載事項】
・工場又は事業場の名称、所在地、使用廃止の年月日、理由

エ　承継届出書［様式第 12］（法第 12 条の８）

特定施設の設置等の届出をした者から特定施設を譲り受けし、又は借り受けた者並びに既に特定施設の設置等の届出をした者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、存続法人若しくは合併法人又は分割により特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継することから、承継した者は、承継のあった日から 30 日以内に承継の原因（譲り受け、借用、相続、合併、分割）を届け出なければなりません。

【承継届出書の主な記載事項】
・工場又は事業場の名称、所在地
・承継の年月日、承継者（氏名又は名称、住所）及び承継の原因

【表３　特定施設等使用及び設置届出】

| 届　出　名<br>（根拠条文） | 届出事由 | 届出義務者 | 届出期限 | 届出様式 |
|---|---|---|---|---|
| 1)公共下水道使用開始(変更)届<br>(法 11 条の２第１項) | ⑴ 特定施設の有無にかかわらず 50 ㎥以上の汚水を排除する日が１日でもある場合、又は汚水の量にかかわらず使用開始届に該当する水質の下水を排除して公共下水道を使用するとき<br>⑵ ⑴の届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするとき | 公共下水道を使用しようとする者及び下水の量、水質を変更しようとする者 | あらかじめ | 様式第四 |
| 2)公共下水道使用開始届<br>(法 11 条の２第２項) | 1)の届出の対象とならない特定施設の設置者が公共下水道を継続して使用しようとするとき | 公共下水道を使用しようとする者 | あらかじめ | 様式第五 |
| 3)特定施設設置届出書<br>(法 12 条の３第１項) | 公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る）を使用する者が特定施設（特定施設番号 66 の 3 を除く。以下同じ。）を設置して公共下水道を使用するとき<br>⑴ 既に公共下水道を使用している事業場が新たに特定施設を設置しようとする場合<br>⑵ 特定施設を既に設置している事業場が新たに別個の特定施設を設置しようとする場合<br>⑶ 既に設置している特定施設の使用を廃止して新しい特定施設を設置する場合<br>⑷ 特定施設のある事業場を設置して公共下水道を使用しようとする場合 | 当該特定施設を設置しようとする者 | 特定施設を設置しようとする 60 日前まで届け出 | 様式第六 |
| 4) ｉ特定施設使用届出書<br>(法 12 条の３第２項) | ⑴ 公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る）に下水を排除している事業場に既に設置されている施設（又は工事中の施設）が新たに特定施設に指定されたとき | 当該施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む） | 当該施設が特定施設になった日から 30 日以内 | 様式第七 |
| 5) ⅱ特定施設使用届出書<br>(法 12 条の３第３項) | ⑴ 従来特定事業場から公共用水域に汚水を排出していた者が終末処理場を設置する公共下水道を使用することになったとき | 当該特定施設を設置している者 | 公共下水道を使用することとなった日から 30 日以内 | 様式第七 |

【表４　特定施設に係る変更・廃止等届出】

| 届　出　名<br>（根拠条文） | 届出事由 | 届出義務者 | 届出期限 | 届出様式 |
|---|---|---|---|---|
| 1)その他の届出<br>①特定施設の構造等変更届出書<br>（法 12 条の４） | 特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届出済の特定事業場が特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき | 当該特定施設を設置している者 | 特定施設の構造等の変更をしようとする 60 日前まで | 様式第八 |
| ②氏名変更等届出書<br>（法 12 条の７） | ⑴ 特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき<br>⑵ 工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき | 当該特定施設を設置している者 | 変更の日から 30 日以内 | 様式第十 |
| ③特定施設使用廃止届出書<br>（法 12 条の７） | 届出済みの特定施設の使用を廃止したとき | 当該特定施設を設置した者 | 使用廃止の日から 30 日以内 | 様式第十一 |
| ④承継届出書<br>（法 12 条の８第３項） | ⑴ 特定施設の設置又は使用の届出をした者から当該施設を譲り受け、又は借り受けたとき<br>⑵ 特定施設設置又は使用の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき | 承継者 | 承継があった日から 30 日以内 | 様式第十ニ |

【表５　特定施設等に係るその他の届出等】

| 届　出　名<br>（根拠条文） | 届出事由 | 届出義務者 | 届出期限 | 届出様式 |
|---|---|---|---|---|
| ①実施制限期間短縮願<br>（法 12 条の６第２項） | 届け出た特定施設の設置又は構造等の変更の実施制限期間を短縮するとき | 当該届出をした者 | 届出時又は審査期間内に速やかに | 参考様式第一 |
| ②特定施設工事等完了届 | 特定施設の設置の届出又は構造等の変更の届出をした場合、その届出に係る工事が完了したとき | 当該届出をした者 | 工事が完了した日から５日以内 | 参考様式第二 |
| ③事故届出書<br>（法第 12 条の９） | 政令で定める物質又は油が特定事業場から公共下水道に流入する事故が発生したとき | 公共下水道を使用する者 | 速やかに | 参考様式第三 |

【表６　特定施設等の排水設備に係る申請・届出】

| 届　出　名<br>（根拠条文） | 届出事由 | 届出義務者 | 届出期限 | 届出様式 |
|---|---|---|---|---|
| ①排水設備等確認申請書<br>（下水道条例施行規程第 10 条） | 排水設備及びこれに接続する除害施設の新設等に伴い排水設備等の設置及び構造について確認を受けようとするとき | 当該排水設備等を設置しようとする者 | 工事に着手する前５日まで | 規程様式第三号 |
| ②排水設備工事完了届<br>（同施行規程第 12 条） | その届出に係る工事が完了したとき | 当該届出をした者 | 工事が完了した日から５日以内 | 規程様式第五号 |

【表７　主な届出書類・添付書類】

| 必要届出等 ＼ 届出の種類（該当条文） | 所定様式 | 公共下水道の使用開始（法第 11 条の 2 第 1,2 項） | 特定施設の設置（法第 12 条の 3 第 1 項） | 特定施設の使用（法第 12 条の 3 第 2,3 項） | 特定施設の構造等変更（法第 12 条の 4） | 氏名変更等（法第 12 条の 7） | 特定施設の使用廃止（法第 12 条の7） | 承継（合併・相続等）（法 12 条の 8 第 3 項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共下水道使用開始(変更)届 | 様式第４ | ○注１ | | | | | | |
| 公共下水道使用開始届 | 様式第５ | ○注２ | △ | △ | | | | |
| 特定施設設置届出書 | 様式第６ | | ○ | | | | | |
| 特定施設使用届出書 | 様式第７ | | | ○ | | | | |
| 特定施設の構造等変更届出書 | 様式第８ | | | | ○ | | | |
| 特定施設の構造 | 別　紙　1 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 特定施設の使用の方法 | 別　紙　2 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 汚水の処理の方法 | 別　紙　3 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 下水の量及び水質 | 別　紙　4 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 用水及び排水の系統 | 別　紙　5 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 氏名変更等届出書 | 様式第 10 | | | | | ○ | | |
| 特定施設使用廃止届出書 | 様式第 11 | | | | | | ○ | |
| 承継届出書 | 様式第 12 | | | | | | | ○ |
| 事業場付近の見取り図 | 任　　意 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 事業場の建物の配置図 | 任　　意 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 特定施設等主要機器の配置図 | 任　　意 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 特定施設の構造図 | 任　　意 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 特定施設の操業系統図 | 任　　意 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 汚水処理施設の構造図 | 任　　意 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 汚水処理施設の系統図 | 任　　意 | ○ | ○ | ○ | △ | | | |
| 除外施設を設置する場合、概要を明らかにする図書･図面 | 任　　意 | △ | | | | | | |

◆上表に係る留意事項

注１　法第 11 条の２第１項に定める公共下水道を使用しようとする者及び下水の量や水質を変更しようとする者が届け出る場合

注２　法第 11 条の２第２項に定める特定施設の設置者が届け出る場合

注３　○は、必ず提出（届出）することを要する書類、△は、必要に応じて届出又は添付する書類となります。

注４　上表の届出のほか、特定施設の設置の届出及び構造等の変更の届出に係わる工事が完了したとき「特定施設工事等完了届」の届出が必要となります。

## 5　各種届出書類の流れ等

⑴　各届出に係る手続きの流れ

事業場等による公共下水道の使用及び特定施設の設置・使用等に関する各種届出書類の流れは、図１に示すとおりとです。

⑵　確認事項

特定施設の設置・使用等について、届出対象事業場に該当するかどうかの判断や届出書作成等のため行う事前相談等の際には主に次に掲げる事項について計画書や資料に基づき確認します。

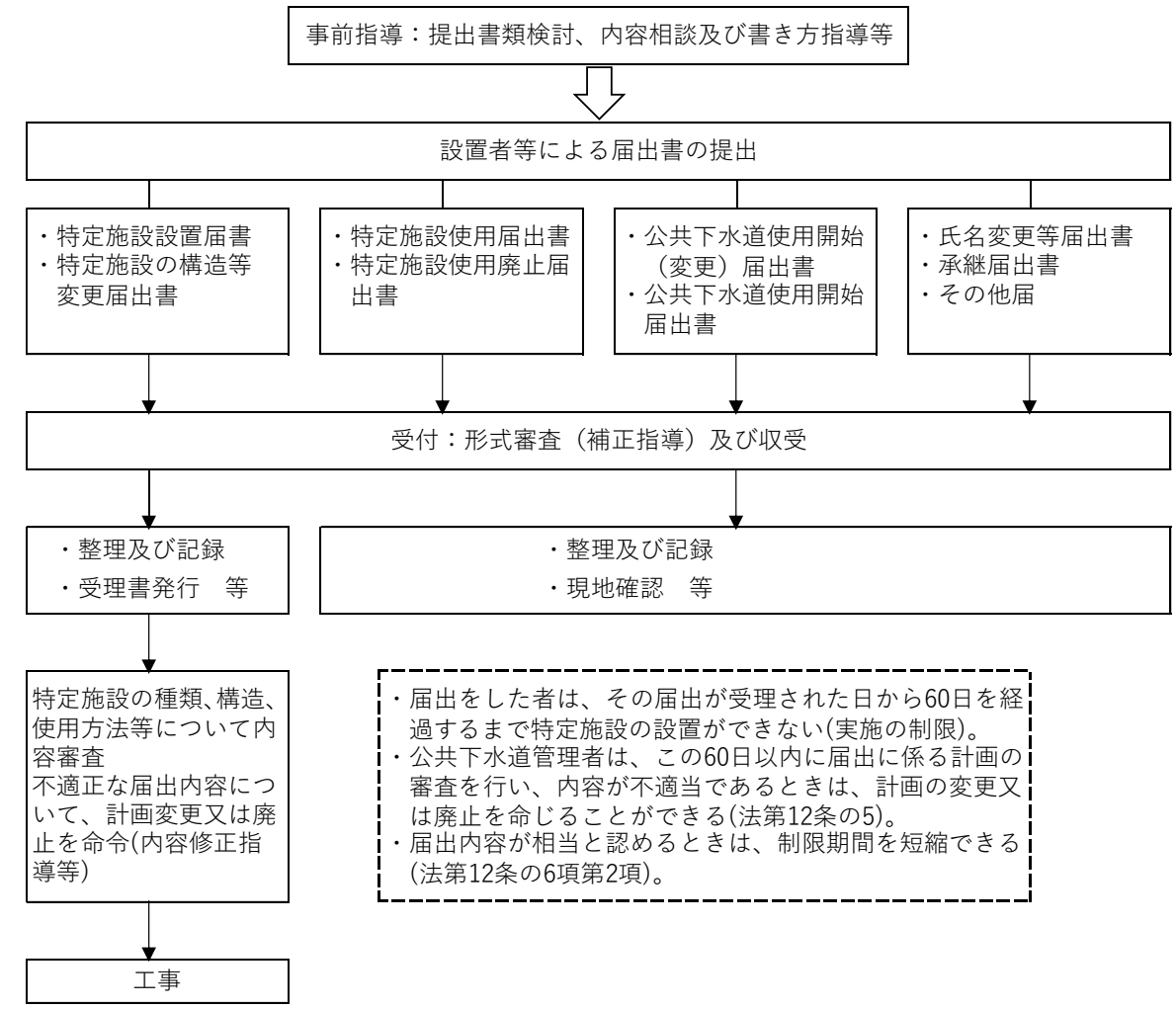
ア　事業場の名称、代表者名、担当者名

イ　事業場の概要（所在地、従業員数、操業時間、休業日等）

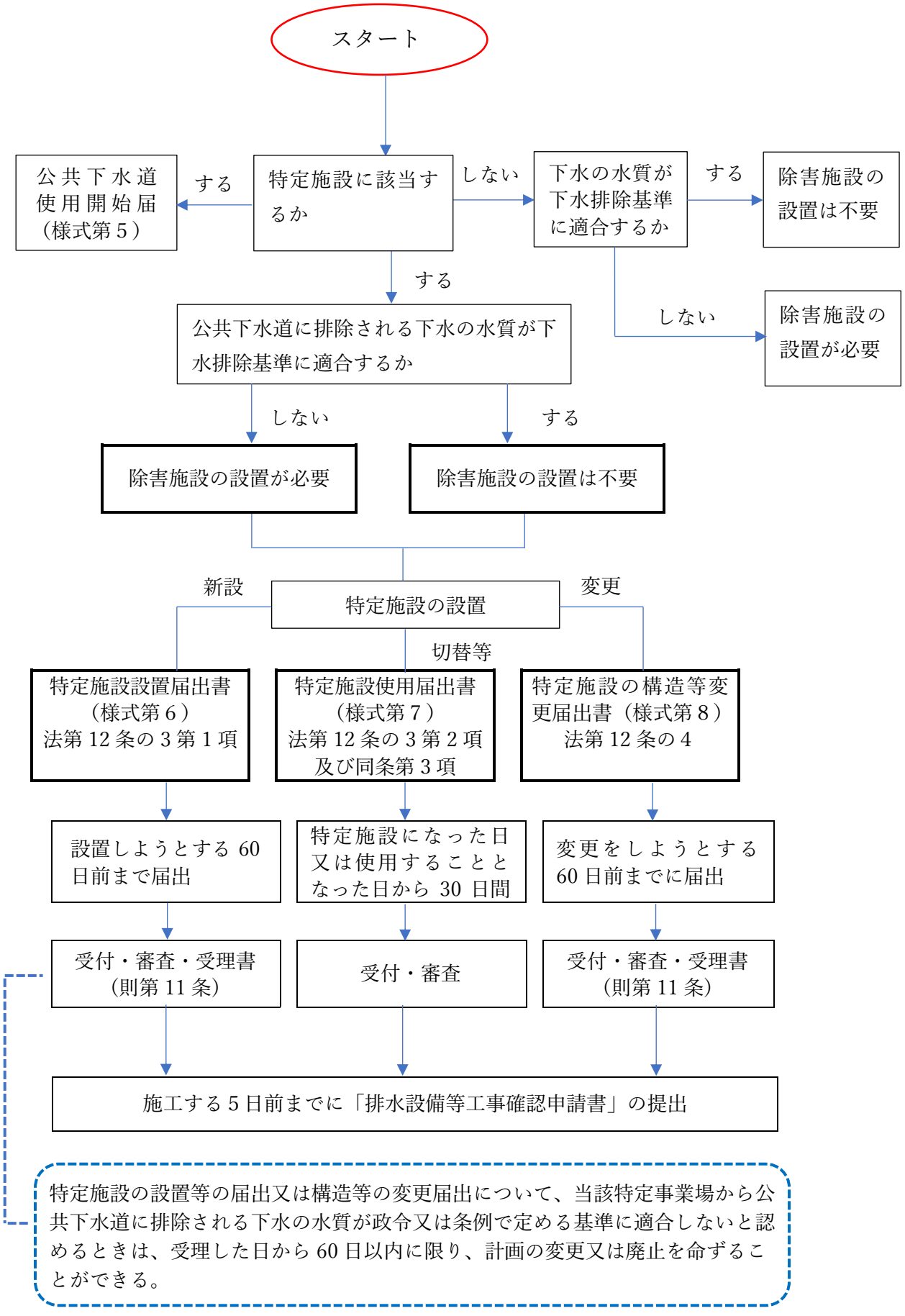
ウ　事業の内容（業種、製品名、生産量、使用原材料・薬品及びその量、生産フロー等）

エ　排水の状況（使用水量、排水発生工程、系統別排水量及びその時間変動、排水経路、除害施設の有無、水質測定結果等）

【図１　各種届出書類の提出と収受の流れ】



【図２　設置等届出の流れ】


スタート
特定施設に該当するか
する
公共下水道使用開始届（様式第５）
しない
下水の水質が下水排除基準に適合するか
する
除害施設の設置は不要
しない
除害施設の設置が必要
する
公共下水道に排除される下水の水質が下水排除基準に適合するか
しない
除害施設の設置が必要
する
除害施設の設置は不要
新設
特定施設の設置
変更
切替等
特定施設設置届出書（様式第６）法第 12 条の３第１項
特定施設使用届出書（様式第７）法第 12 条の３第２項及び同条第３項
特定施設の構造等変更届出書（様式第８）法第 12 条の４
設置しようとする 60 日前まで届出
特定施設になった日又は使用することとなった日から 30 日間
変更をしようとする 60 日前までに届出
受付・審査・受理書（則第 11 条）
受付・審査
受付・審査・受理書（則第 11 条）
施工する５日前までに「排水設備等工事確認申請書」の提出
特定施設の設置等の届出又は構造等の変更届出について、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が政令又は条例で定める基準に適合しないと認めるときは、受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

## 6　水質規制

⑴　下水の水質規制

法による水質規制は、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水から下水道施設を守り、水環境を保全するため、必要な限度において下水道に排除する下水の水質を規制するものです。

特定事業場からの下水は、下水道に排除するものは「下水道法」により、河川や海等に排除するものは「水質汚濁防止法」によりそれぞれ規制されています。

工場や事業場に特定施設を設置する場合、特定施設の設置者に届出を義務付けているほか、法令及び条例に定める水質の基準に不適合の下水の排除制限、除害施設等の設置を義務と定め、公共下水道に排除される下水の水質が基準に適合しないおそれがあると認められるときは、公共下水道の管理者は、特定施設の構造や汚水の処理の方法等の改善等を命じることができる旨規定しています（法第 37 条の２）。また、除害施設の設置等を定める下水道条例による基準に違反した者に対し、必要な措置を命じることができます（法第 38 条第 1 項）。

⑵　水質基準及び除害施設の設置

生活環境や健康に被害を生じるおそれがあり、終末処理場での処理が困難とされる物資を含む特定事業場からの公共下水道への下水について全国一律に基準が定められており、この基準に適合しない水質の下水を排除してはならないと規定されています（法第 12 条の２第１項、同条第２項）。これ以外の項目については、公共下水道管理者が条例で定めることができます（法 12 条の２第３項）。

また、継続して水質基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する事業場又は工場に対して除害施設の設置を義務付けることができます（法第 12 条の 11）。

本市においては、政令に定める水質項目に係る基準（下水排除基準）のほか、下水道条例において特定事業場から排出される汚水の水質基準（下水道条例第８条）及び除害施設の設置基準（同第９条）を定め、この水質基準に適合させることにより放流水の水質の保全を図っています。

なお、水質の基準については、本市の場合、政令及び条例のほか、業種、施設、汚水の水量等によって「山形県生活環境の保全等に関する条例」に定める基準値が適用される場合があります。特定施設の設置等の際は、事前に市上下水道課に相談の上確認ください。

【表８　法令等に基づく水質規制（本市の場合）】

| 目　的 | 手　　段 | 対　　象 | 根拠条例 | 対 象 項 目 |
|---|---|---|---|---|
| 放流水の水質保全 | 下水排除基準による下水の排除の制限 | 特定事業場 | 法第 12 条の２第１～３項ほか<br>下水道条例第８条 | 下水道法施行令に定める物質<br>市下水道条例に定める項目<br>※県条例に定める排水基準が適用される場合があります。 |
| | 除害施設の設置 | 基準不適合汚水の継続的排出者 | 法第 12 条の 11 ほか<br>下水道条例第９条 | 市下水道条例に定める物質及び項目 |

## 7　除害施設の設置等

⑴　除害施設の設置（法第 12 条の 11 第 1 項）

継続して基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者（法第 12 条の２の適用を受けない下水を排除する特定事業場及び水質汚濁防止法に定める特定施設を有しない事業場（以下「非特定事業場」といいます。）に対して、法第 12 条の 11 第 1 項に基づき下水道条例第９条に設置基準を定め除害施設の設置及びこれによる下水の排除を義務付けています。

⑵　設置基準に定める物質等

下水道条例第９条各号において、次に掲げる終末処理場において処理が困難とされる物質及び処理が可能とされる項目について基準を定めています。

ア　下水道法施行令第９条の４第 1 項に掲げる物質

イ　温度

ウ　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

エ　水素イオン濃度

オ　生物化学的酸素要求量

カ　浮遊物質量

キ　ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）

ク　よう素消費量

⑶　除害施設の例

除害施設は、特定事業場に限らず、政令や条例に定める基準に適さない下水を継続して公共下水道に排除する事業場や工場等からの下水の水質を確保するため設けられるもので、次に掲げるものがあげられます。

ア　阻集器

阻集器とは、排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造を持った器具又は装置をいいます。

【表９　主な除害施設（阻集器）の例】

| 除害施設の種類 | 処理方法等 | 設置事業場等 |
|---|---|---|
| グリース阻集器<br>（グリーストラップ） | 汚水中に含まれている油脂類を内部で冷却、凝固することによって分離します。 | 営業用調理場等 |
| オイル阻集器<br>（オイルトラップ） | 油分を水面に浮かべて除去し、悪臭や爆発事故の発生を防止します。 | ガソリン給油場、自動車整備工場等 |
| プラスタ阻集器 | 汚水中に含まれるプラスタ（石膏）、貴金属等の不溶性物質を沈殿させ、分離します。 | 外科医院、歯科医院等 |
| 毛髪阻集器<br>（ヘア阻集器） | 毛髪、美顔用粘土（クレイ）等の不溶性物質をストレーナー等に通しながら分離、収集します。 | 美容院、理髪店等 |

イ　排水槽

除害施設の排水槽とは、事業場や工場からの排水を条例で定める基準に適するよう一時的に貯留し、水量や水質を均一にするための設備とされています。

【表 10　主な除害施設（排水槽）の例】

| 槽の種類 | 処理方法等 | 設置事業場等 |
|---|---|---|
| 油水分離槽 | 水と油の比重の相違を利用し、重力にてこれらを分離し、収集します。 | ガソリン給油場、自動車整備工場等 |
| 中和槽・pH 調整槽 | 事業場や工場からの排水に含まれる強い酸性又はアルカリ性を薬品の使用によって中和します。 | 化学工場、めっき工場、病院、試験研究機関、大規模クリーニング業・洗濯業等 |

## 8　水質汚濁防止法との関わり

⑴　水質汚濁防止法に基づく届出等

「水質汚濁防止法」においては、特定施設を有する事業場や工場から公共用水域へ排出される汚水又は廃液等について「下水道法」においては、公共下水道に排除される排水について、その汚染状態等を規制しています。

事業場又は工場からの排出水を公共用水域に排出する事業者等が、特定施設等を設置しようとするときは、あらかじめ山形県知事への届出が必要です。

主な届出には、特定施設設置届出書（水質汚濁防止法第５条第１項）、特定施設変更届出書（同法第７条）等があります。また、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質等が公共用水域に排出又は地下に浸透するなど、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに有害物質等の排出又は浸透の応急の措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届出する必要があります（同法第 14 条の２第 1 項）。

⑵　届出等に関する問い合わせ先、届出先

届出等に関する問い合わせ先、届出先等については、次に掲げる県の担当課です。

山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課
山形市鉄砲町二丁目１９番６８号
０２３－６２１－８４２９

なお、水質汚濁防止法に基づく届出書の様式及び届出の手引きは、山形県ホームページ内の以下のウェブページから入手可能です。

〇届出様式
https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/mizu/mizu_kojyo/download.html
〇届出の手引き
https://www.pref.yamagata.jp/050014/kurashi/kankyo/mizu/tebiki.html

## 9　罰則等

下水道法においては、特定施設を有する事業場に対して、政令等に定める基準に適さない下水を公共下水道に放流した場合のほか、設置届等の未届出、虚偽の届出、計画変更命令違反等について、罰則を定めています。

特定施設に関する主な罰則については、次に掲げるとおりです。

【表 11　罰則等一覧】

| 違反となる内容 | 罰　則 | 該当条文 |
|---|---|---|
| 法第 12 条の 5 に定める特定施設の設置等に係る計画変更命令違反<br>法第37条の 2 に定める特定施設の構造等の改善命令違反<br>法第 38 条第 1 項又は第 2 項に定める監督処分の規定に基づく命令違反 | 1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金 | 法第 45 条 |
| 法第 12 条の 2 第1項又は第2項の定めによる政令又は条例に定める直罰に係る下水排除基準に適合しない下水の排除<br>法第 12 条の 9 第 2 項に定める事故時の措置に係る命令違反 | 6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金<br>過失の場合、3 月以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金 | 法第 46 条 |
| 法第 12 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 4 に定める特定施設の設置･構造等の変更の届出の未届又は虚偽の届出 | 3 月以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金 | 法第 47 条の 2 |
| 法第 11 条の 2 の公共下水道の使用開始･変更の届出の未届又は虚偽の届出<br>法第 12 条の 3 項第 2 項若しくは第 3 項に定める特定施設に係わる届出の未届又は虚偽の届出<br>法第 12 条の 6 第 1 項に定める実施の制限の違反<br>法第 12 条の 12 に定める水質の測定義務等違反<br>法第 13 条の定めによる排水設備･特定施設･除害施設等の検査を拒否･妨害･忌避<br>法第 39 条の 2 に定める報告の徴収の規定違反 | 20 万円以下の罰金 | 法第 49 条 |
| 法人又は個人による事業活動に伴う違反行為で上覧の水質規制に関する罰則条文 | 両罰規定 | 法第 50 条 |
| 法第 12 の 7 の定めによる氏名の変更等の届出の未届出又は虚偽の届出<br>法第 12 条の 8 第 3 項の定めによる承継届出の未届出又は虚偽の届出 | 10 万円以下の過料 | 法第 51 条 |

## １０　様式・資料

### (1)　届出様式

| No. | 様　式　名 | | 備 考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 公共下水道使用開始(変更)届 | 様式第４号 | |
| 2 | 公共下水道使用開始届 | 様式第５ | |
| 3 | 特定施設設置届出書 | 様式第６ | |
| 4 | 特定施設使用届出書 | 様式第７ | |
| 5 | 特定施設の構造等変更届出書 | 様式第８ | |
| 6 | 特定施設の構造 | 別紙１ | 様式６又は８に添付 |
| 7 | 特定施設の使用の方法 | 別紙２ | 同　　上 |
| 8 | 汚水の処理の方法 | 別紙３ | 同　　上 |
| 9 | 下水の量及び水質 | 別紙４ | 同　　上 |
| 10 | 用水及び排水の系統 | 別紙５ | 同　　上 |
| 11 | 受理書 | 様式第９ | |
| 12 | 氏名変更等届出書 | 様式第 10 | |
| 13 | 特定施設使用廃止届出書 | 様式第 11 | |
| 14 | 承継届出書 | 様式第 12 | |
| 15 | 水質測定記録表 | 様式第 13 | |
| 16 | 実施制限期間短縮願 | 参考様式１ | |
| 17 | 特定施設工事等完了届 | 参考様式２ | |
| 18 | 事故届出書 | 参考様式３ | |

様式第四（下水道法施行規則第六条関係）

# 公共下水道使用開始(変更)届

年　　月　　日

寒河江市長　　齋 藤 真 朗　様

申請者
住　所

氏　名
氏名又は名称及び法人に
あってはその代表者の氏名
電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始(変更)するので届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 排除場所 | | 排水口数 | |
| 排出汚水の水量又は水質 | 水量 | 月平均　　立方メートル　　日最大　　立方メートル | |
| | 水質 | 下記のとおり | |
| 開始（変更）年月日 | 年　　月　　日 | | |
| 処理方法 | | 施設名称 | |

記

| 排水口 / 月 / 項目 / 量 | | | | | | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 立方メートル | 立方メートル | 立方メートル | 立方メートル | 立方メートル | |
| 温度 | | | | | | 度 |
| アンモニア性窒素,亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 水素イオン濃度 | | | | | | 水素指数 |
| 生物化学的酸素要求量 | | | | | | 5日間 |
| 浮遊物質量 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 { 鉱油類含有量 / 動植物油脂類含有量 } | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 窒素含有量 | | | | | | ミリグラム／リットル |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 燐含有量 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 沃素消費量 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| カドミウム及びその化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| シアン化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 有機燐化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 鉛及びその化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 六価クロム化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 砒素及びその化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| アルキル水銀化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| PCB | | | | | | ミリグラム／リットル |
| トリクロロエチレン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| テトラクロロエチレン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| ジクロロメタン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 四塩化炭素 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 1，2－ジクロロエタン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 1，1－ジクロロエチレン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 1，1，1－トリクロロエタン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 1，1，2－トリクロロエタン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 1，3－ジクロロプロペン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| チウラム | | | | | | ミリグラム／リットル |
| シマジン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| チオベンカルブ | | | | | | ミリグラム／リットル |
| ベンゼン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| ほう素及びその化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| ふっ素及びその化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 1，4－ジオキサン | | | | | | ミリグラム／リットル |
| フェノール類 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 銅及びその化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 亜鉛及びその化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| 鉄及びその化合物（溶解性） | | | | | | ミリグラム／リットル |
| マンガン及びその化合物（溶解性） | | | | | | ミリグラム／リットル |
| クロム及びその化合物 | | | | | | ミリグラム／リットル |
| ダイオキシン類 | | | | | | ピコグラム／リットル |
| ※ | | | | | | |
| 摘要 | | | | | | |

備考

1　※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。

2　「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。

3　除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

# 記入上の注意

この様式は使用の「開始」及び「変更」の両方の場合に併用するので該当しないほうを抹消してください。

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

①　法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

②　申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③　申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④　法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

⑶　「排除場所」

公共下水道を使用する事業場の所在地を記入してください。

⑷　「排水口数」

公共下水道への排水口の数を記入してください。

⑸　「排出汚水の水量及び水質」

過去１年間の平均月量及び日最大量とし、新設の場合は推定量を記入してください。

平 均 水 量：一年間の排水量を１２ヶ月で割った値（㎥）

日最大水量：一年間の排水量のうち期最大排水量を期工場操業日数

（２５日操業／月×２ヶ月＝５０日）で割った値（㎥）

水　　質：公共下水道への排水口ごとに番号を付け、排水口ごとに排水量及び該当する水質の値（生活系統のみ排出する排水する排水口の水質は不要。）

⑹　「開始（変更）年月日」

使用開始又は変更を行おうとする年月日を記入してください。

⑺　「処理方法」

水質項目別に処理方法を記入してください。例えば、中和法と記入してください。

⑻　「施設名称」

例えば、中和処理施設と記入してください。

⑼　「項目」

作業工程において使用する原材料、薬品等から判断して水質項目を定めその分析値を記入してください。

⑽　「排水口」

公共下水道への排出口の呼称を決めNo.１、No.２等と記入してください。

⑾　「月量」

排水口ごとに１ヶ月の水量を記入してください。

⑿　「事業場の概要図書」

次の書類を作成し添付してください。なお、同時に提出する特定施設の設置届出書の別紙⑴～⑸と内容が重複する場合は、当該部分を参照することとして添付を省略してください。

①　事業場概要

資本金、全社の従業員数、当該事業場の従業員数、製品名、案内図、事業場配置図

②　事業場の操業概要

操業時間、操業フローシート、原材料（消耗資材を含む。）

③　汚水の処理概要

用水及び排水の系統図、汚水処理フローシート、除害施設の配置図、構造図、使用薬品名

④　その他

様式第五（下水道法施行規則第１１条の２関係）

# 公共下水道使用開始届

年　　月　　日

寒河江市長　齋藤　真朗　殿

申請者
住　所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

| | |
|---|---|
| 排　水　場　所 | |
| 排　水　口　数 | |
| 開　始　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 特定施設の種類 | |

備考　「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

# 記入上の注意

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

①　法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

②　申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③　申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④　法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

⑶　「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を設置しようとする事業場の名称及び所在地を記入してください。

⑷　「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第１及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２に掲げる特定施設番号及び施設名（特定施設の種類が複数ある場合は、全ての特定施設）を記入してください。

⑸　「△特定施設の構造」等

①　「特定施設の構造」

②　「特定施設の使用の方法」

③　「汚水の処理の方法」

④　「下水の量及び水質」

⑤　「用水及び排水の系統」

①～⑤に関しては、別紙⑴～⑸を添付してください。

様式第六（下水道法施行規則第八条関係）

# 特 定 施 設 設 置 届 出 書

年　　月　　日

寒河江市長　　齋 藤 真 朗　様

申請者

住　所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

電話番号

下水道法第１２条の３第１項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工場又は事業場の名称 | | ※整 理 番 号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | | ※受理年月日 | 年　　月　　日 |
| 特 定 施 設 の 種 類 | | ※施 設 番 号 | |
| △ 特 定 施 設 の 構 造 | 別紙１のとおり | ※審 査 結 果 | |
| △特定施設の使用の方法 | 別紙２のとおり | ※備　　考 | |
| △汚水の処理の方法 | 別紙３のとおり | | |
| △下水の量及び水質 | 別紙４のとおり | | |
| △用水及び排水の系統 | 別紙５のとおり | | |

備 考

１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

# 記入上の注意

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

①　法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

②　申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③　申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④　法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

⑤　申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

⑶　公共下水道を使用して新たに事業場の施設が特定施設として追加された場合は、下水道法第１２条の３第２項、既に特定施設を設置し、新たに公共下水道に下水を排除する場合は、下水道法第１２条の３項第３項が適用されるため、該当しないほうを抹消してください。

⑷　「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を使用する事業場の名称及び所在地を記入してください。

⑸　「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第１及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２に掲げる特定施設番号及び施設名（特定施設の種類が複数ある場合は、全ての特定施設）を記入してください。

⑹　「△特定施設の構造」等

①　「特定施設の構造」

②　「特定施設の使用の方法」

③　「汚水の処理の方法」

④　「下水の量及び水質」

⑤　「用水及び排水の系統」

①～⑤に関しては、別紙⑴～⑸を添付してください。

様式第七号（下水道法施行規則第九条関係）

# 特 定 施 設 使 用 届 出 書

年　　月　　日

寒河江市長　　齋 藤 真 朗　様

申請者
住　所

氏名又は名称及び法人に
あってはその代表者の氏名
電話番号

下水道法第１２条の３第２項
下水道法第１２条の３第３項　}の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工場又は事業場の名称 | | ※整 理 番 号 | |
| 工場又は事業場の所在地 | | ※受理年月日 | 年　　月　　日 |
| 特 定 施 設 の 種 類 | | ※施 設 番 号 | |
| △特 定 施 設 の 構 造 | 別紙１のとおり | ※審 査 結 果 | |
| △特定施設の使用の方法 | 別紙２のとおり | ※備　　考 | |
| △汚水の処理の方法 | 別紙３のとおり | | |
| △下水の量及び水質 | 別紙４のとおり | | |
| △用水及び排水の系統 | 別紙５のとおり | | |

備 考

１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第八（下水道法施行規則第十条関係）

# 特定施設の構造等変更届出書

年　　月　　日

寒河江市長　　齋 藤 真 朗　様

申請者
住　所　　電話番号
氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

下水道法第１２条の４第の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工場又は事業場の名称 | | ※整理番号 | |
| | | ※受理年月日 | 年　月　日 |
| 工場又は事業場の所在地 | | | |
| 特定施設の種類 | | ※施設番号 | |
| | | ※審査結果 | |
| △特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統） | 別紙のとおり | ※備　考 | |

備 考１．△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２．※印の欄は記入しないこと。
３．変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

# 記入上の注意

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

①　法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

②　申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③　申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④　法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

⑤　申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

⑶　「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を変更しようとする事業場の名称及び所在地を記入してください。

⑷　「特定施設の種類」

水質汚濁防止法施行令別表第１及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２に掲げる特定施設番号及び施設名（特定施設の種類が複数ある場合は、全ての特定施設）を記入してください。

⑸　「特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）」

変更する事項以外は抹消して、別紙⑴～⑸のうち適当なものを参照し、変更理由及び変更前後の内容を記載し添付してください。

別紙１

# 特 定 施 設 の 構 造

| | | |
|---|---|---|
| 工場又は事業場における施設番号 | | |
| 特定施設番号及び名称 | | |
| 型　　式 | | |
| 構　　造 | | |
| 主要寸法 | | |
| 能　　力 | | |
| 配　　置 | | |
| 工事着手予定年月日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 工事完成予定年月日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 使用開始予定年月日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考　配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙２

# 特定施設の使用の方法

<table>
<tr><td colspan="2">工場又は事業場における施設番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定施設番号及び名称</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">操業の系統</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用時間間隔</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一日当りの使用時間</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の季節的変動</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び一日当たりの使用量</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">汚水の水質</td><td>種類・項目</td><td>通　常</td><td>最　大</td><td>通　常</td><td>最　大</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">汚水等の量（㎥／日）</td><td>通　常</td><td>最　大</td><td>通　常</td><td>最　大</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考となるべき事項</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

備 考　汚水の水質の欄には、当該特定事業場から排除される下水に係る水質基準に定められた事項について記載すること。

別紙３

# 汚 水 の 処 理 の 方 法

<table>
<tr><td colspan="2">工場又は事業場における施設番号</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理施設の設置場所</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設置年月日</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事着手予定年月日</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事完成予定年月日</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始予定年月日</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種類及び型式</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">構造</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主要寸法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">能力</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理の方法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理の系統</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">集水及び導水の方法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用時間間隔</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一日当りの使用時間</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の季節的変動</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">消耗資材の一日当りの用途別使用時間</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">汚水の水質及び汚水量</td><td rowspan="2">種類・項目</td><td colspan="2">通常</td><td colspan="2">最大</td><td colspan="2">通常</td><td colspan="2">最大</td></tr>
<tr><td>処理前</td><td>処理後</td><td>処理前</td><td>処理後</td><td>処理前</td><td>処理後</td><td>処理前</td><td>処理後</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>汚水量（㎥／日）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">残さの種類、１月間の種類別生成量及び処理方法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">汚水の排除方法</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考となるべき事項</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　１　汚水の水質の欄には、当該特定事業場から排除される下水に係る水質基準が定められた事項について記載。

２　汚水の排除方法の欄には、排出口の一及び数ならびに排出先を含め記載すること。

別紙４

# 下 水 の 量 及 び 水 質

<table>
<tr><td colspan="2">工場又は事業場における施設番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">排出口における下水の水質</td><td rowspan="2">種類・項目</td><td>通　常</td><td>最　大</td><td>通　常</td><td>最　大</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">下水の量<br>（㎥／日）</td><td>通　常</td><td>最　大</td><td>通　常</td><td>最　大</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考となるべき事項</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　排出口における下水の水質の欄には、当該特定事業場から排除される下水に係る水質基準が定められた事項について記載すること。

別紙５

# 用 水 及 び 排 水 の 系 統

| | | | |
|---|---|---|---|
| 用水及び排水の系統 | **上段　　：通常量**<br>**下段（　）：最大量** | | |
| 用途別用水使用量 | 用　　途 | 使　用　水 | 用水使用量（㎥／日） |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 総 合 計 | | |

用排水のバランスシートは添付　　図のとおり

様式第九（第十一条関係）

# 受　　理　　書

第　　号
年　　月　　日

殿

公共下水道管理者　寒河江市長　　齋藤　真朗

年　　月　　日次の届出書を受理しました。

| | |
|---|---|
| 届　出　の　根　拠 | |
| 届　出　の　内　容 | |
| 届出に係る特定施設の種　　類 | |

備考１．「届出の根拠」の欄は、「下水道法第１２条の３第１項」又は「下水道法第１２条の４」と記載すること。

２．「届出の内容」の欄は、「特定施設の設置」又は「特定施設の構造等の変更」と記載すること。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十（下道法施行規則第１２の７係）

# 氏名変更等届出書

年　　月　　日

寒河江市長　齋藤　真朗　殿

申請者
住　所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第１２条の７の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">変更の内容</td><td>変　更　前</td><td></td><td>※整 理 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変　更　後</td><td rowspan="2"></td><td>※受 理 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>※施 設 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変 更 年 月 日</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変 更 の 理 由</td><td></td></tr>
</table>

備考１．※印の欄は、記載しないこと。
　　２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

# 記入上の注意

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

①　法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

②　申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③　申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④　法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

⑶　「氏名（名称、住所、所在地）」

変更に該当しない個所を抹消してください。

⑷　「変更の内容」

氏名（住所、所在地）変更前後の内容を具体的に記入してください。

⑸　「変更年月日」

変更のあった年月日を記入してください。

⑹　「変更の理由」

具体的に、例えば社長の交替等と記入してください。

様式第十一（下水道法施行規則第十二条関係）

# 特定施設使用廃止届出書

年　　月　　日

寒河江市長　　齋 藤 真 朗　様

申請者
住　所　　電話番号
氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第１２条の７の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>工場又は事業場の名称</td><td></td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">工場又は事業場の所在地</td><td rowspan="2"></td><td>※受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>※施設番号</td><td></td></tr>
<tr><td>特定施設の種類</td><td></td><td colspan="2" rowspan="4">※備考</td></tr>
<tr><td>特定施設の設置場所</td><td>別添図のとおり</td></tr>
<tr><td>使用廃止の年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>使用廃止の理由</td><td></td></tr>
</table>

備 考１．※印の欄は、記載しないこと。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

# 記入上の注意

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

①　法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

②　申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③　申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④　法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

⑶　「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を設置している事業場の名称及び所在地を記入してください。

⑷　「特定施設」の種類」

廃止した水質汚濁防止法施行令別表第１及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２に掲げる特定施設番号及び施設名、特定施設の種類が複数ある場合は、全ての特定施設を記入してください。

⑸　「特定施設の設置場所」

廃止した特定施設の位置等を明示した図面を添付してください。

⑹　「使用廃止の年月日」

実際に特定施設の使用を廃止した年月日を記入してください。

⑺　「使用廃止の理由」

転業又は廃業等と具体的に記入してください。

様式第十二（下水道法施行規則第１２条の８関係）

# 承　継　届　出　書

年　　月　　日

寒河江市長　齋藤　真朗　殿

申請者
住　所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第１２条の８第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">工場又は事業場の名称</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>※受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工場又は事業場の所在地</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>※施設番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">※備考</td></tr>
<tr><td>特定施設の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特定施設の設置場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>承継の年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被承継者</td><td>氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>承継の原因</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考１．※印の欄は、記載しないこと。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

# 記入上の注意

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

①　法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

②　申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③　申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④　法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

⑤　押印は不要です。

⑶　「工場又は事業場の名称」

地位を承継した後の名称で記入してください。

⑷　「工場又は事業場の所在地」

地位を承継した後の所在地で記入してください。

⑸　「特定施設の種類」

地位を承継した水質汚濁防止法施行令別表第１及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２に掲げる特定施設番号及び施設名、特定施設の種類が複数ある場合は、全ての特定施設を記入してください。

⑹　「特定施設の設置場所」

地位を承継した特定施設が設置されている場所について次の書類を添付してください。

①　案内図

②　特定施設配置図

⑺　「承継の年月日」

実際に特定施設を譲り受け、又は借り受けた年月日を記入してください。

⑻　「被承継者の氏名又は名称」・「住所」

特定施設の譲渡人又は貸与人の氏名又は名称及び住所を記入してください。

⑼「承継の原因」

譲り受け、借り受け、合併等と具体的に記入してください。

様式第十三（下水道法施行規則第十五条関係）

# 水　質　測　定　記　録　表

| | | |
|---|---|---|
| 測定年月日（曜日）及び時刻 | | 年　月　日（　）<br>午前・午後　時　分 |
| 測定場所 | 名　称 | |
| | 排水量（㎥／日） | |
| 特定施設の使用状況 | | |
| 採　水　者 | | |
| 分　析　者 | | |
| 測定項目 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 備　考 | | |

備考

1　採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2　ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和３７年厚生省・建設省令第１号）第９条に規定するところにより２，３，７，８－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

参考様式第一

# 実施制限期間短縮願

年　　月　　日

寒河江市長　齋藤　真朗　殿

申請者
住　所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

下水道法第１２条の６第２項の規定により、実施の制限期間を次により短縮願います。

工事又は事業場の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事又は事業場の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出の内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法定実施期日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

予定実施年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

短縮期間 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理由 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

# 記入上の注意

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

①　法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入してください。

②　申請者が個人にあっては、屋号を含めて記入してください。

③　申請者が法人にあっては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入してください。

④　法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

⑶　「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設を設置している事業場の名称及び所在地を記入してください。

⑷　「届出の内容」

特定施設設置届又は特定施設の構造等変更届出のどちらかとその届出の主たる内容を記入してください。

⑸　「法定実施期日」

届出が受理された日から起算して６１日目の年月日を記入ください。

⑹　「予定実施年月日」

工事に着手する年月日を記入してください。

⑺　「短縮期間」

法定実施期日から予定実施期日を差し引いた日数を記入してください。

⑻　理由

期間を短縮する理由を記入ください。

参考様式第二

# 特定施設工事等完了届

年　　月　　日

寒河江市長　齋藤　真朗　殿

申請者
住　所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで届け出た{特定施設の設置／特定施設の構造等の変更}が完了したので、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出受理年月日及び番号 | | 年　月　日　第　号 | 着手年月日 | 年　月　日 |
| 工場又は事業場の名称 | | | 完了年月日 | 年　月　日 |
| 工場又は事業場の所在地 | | | ※整理番号 | |
| 施工内容 | | | ※受付番号 | |
| 施工者 | 住所 | | ※　備　考 | |
| | 名称 | | | |

備考1.｛　｝内については、不必要な部分は線で消すこと。
　　2.※印の欄には記載しないこと。
　　3.用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

# 記入上の注意

⑴　「年月日」

届出を行う年月日を記入してください。

⑵　「申請者の住所、電話、氏名」

除害施設設置（新設・変更）と同様に記入してください。

⑶　「年月日付」

特定施設の設置又は構造等変更届出書を届け出た年月日を記入ください。

⑷　「届出受理年月日及び番号」

特定施設設置又は構造等変更届出書が受理された年月日及びその番号を記入してください。

⑸　「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」

当該特定施設の設置又は構造等変更を行った事業場の名称及び所在地を記入してください。

⑹　「施工の内容」

特定施設の工事等に係わる内容を記入してください。

⑺　「施工者」

特定施設に係わる工事を行った施工者の住所と名称を記入してください。

⑻　「着手年月日、完了年月日」

特定施設の係わる工事の着手年月日及び完了年月日を記入してください。

参考様式第三

# 事 故 届 出 書

年　　月　　日

寒河江市長　齋藤　真朗　殿

届出者

住　所

氏名又は名称及び

法人にあっては

その代表者の氏名

先般、下水道法第１２条の９の規定により、事故の状況及び講じた措置について、次のとおり届出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 特定事業場名称 | | |
| 事業場の所在地 | | |
| 事故状況 | 事故の発生日時 | 部署・氏名 |
| | 事故の発生場所 | 連絡先電話（FAX） |
| | 下水道に流入した有害物質等の種類 | |
| | 下水道への流入物質量（推定） | g・kg（負荷量として） |
| | | 流入水量　計　　$m^3$ ・ 流入水濃度　　mg/ℓ |
| | 事故の発生原因 | |
| | 応急措置の内容 | |
| 事故対応部署 | 担当部課名 | |
| | 担当者氏名 | |
| | 連絡先 | 電話　　ＦＡＸ<br>Mail |
| 備考 | | |
| 添付図面 | 1.有害物質又は油の流出経路（事業場平面図に明示）<br>ア　事業場から下水道　　イ　事業場内における事故発生施設からの流出経路<br>2.事故発生施設の構造図<br>3.講じた措置の概要を示す | |

⑵資料　特定施設一覧

水質汚濁防止法施行令別表第1(第1条関係)に定める施設

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
|---|---|
| 1 | 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　選鉱施設<br>ロ　選炭施設<br>ハ　坑水中和沈でん施設<br>ニ　掘削用の泥水分離施設 |
| 1の2 | 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)<br>ロ　牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)<br>ハ　馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) |
| 2 | 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　洗浄施設(洗びん施設を含む。)<br>ハ　湯煮施設 |
| 3 | 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　水産動物原料処理施設<br>ロ　洗浄施設<br>ハ　脱水施設<br>ニ　ろ過施設<br>ホ　湯煮施設 |
| 4 | 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　洗浄施設<br>ハ　圧搾施設<br>ニ　湯煮施設 |
| 5 | みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　洗浄施設<br>ハ　湯煮施設<br>ニ　濃縮施設<br>ホ　精製施設<br>ヘ　ろ過施設 |
| 6 | 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 |
| 7 | 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　洗浄施設(流送施設を含む。)<br>ハ　ろ過施設<br>ニ　分離施設<br>ホ　精製施設 |
| 8 | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう |
| 9 | 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 |
| 10 | 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　洗浄施設(洗びん施設を含む。)<br>ハ　搾汁施設<br>ニ　ろ過施設<br>ホ　湯煮施設<br>ヘ　蒸留施設 |
| 11 | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　洗浄施設<br>ハ　圧搾施設<br>ニ　真空濃縮施設<br>ホ　水洗式脱臭施設 |

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
|---|---|
| 12 | 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　洗浄施設<br>ハ　圧搾施設<br>ニ　分離施設 |
| 13 | イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　洗浄施設<br>ハ　分離施設 |
| 14 | でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料浸せき施設<br>ロ　洗浄施設（流送施設を含む。）<br>ハ　分離施設<br>ニ　渋だめ及びこれに類する施設 |
| 15 | ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　ろ過施設<br>ハ　精製施設 |
| 16 | 麺類製造業の用に供する湯煮施設 |
| 17 | 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 |
| 18 | インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 |
| 18の2 | 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　湯煮施設<br>ハ　洗浄施設 |
| 18の3 | たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　水洗式脱臭施設<br>ロ　洗浄施設 |
| 19 | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　まゆ湯煮施設<br>ロ　副蚕処理施設<br>ハ　原料浸せき施設<br>ニ　精練機及び精練そう<br>ホ　シルケツト機<br>ヘ　漂白機及び漂白そう<br>ト　染色施設<br>チ　薬液浸透施設<br>リ　のり抜き施設 |
| 20 | 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　洗毛施設<br>ロ　洗化炭施設 |
| 21 | 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　湿式紡糸施設<br>ロ　リンター又は未精練繊維の薬液処理施設<br>ハ　原料回収施設 |
| 21の2 | 一般製材業又は木材チツプ製造業の用に供する湿式バーカー |
| 21の3 | 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 |
| 21の4 | パーテイクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　湿式バーカー<br>ロ　接着機洗浄施設 |
| 22 | 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　湿式バーカー<br>ロ　薬液浸透施設 |
| 23 | パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料浸せき施設<br>ロ　湿式バーカー<br>ハ　砕木機 |

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
|---|---|
| | ニ　蒸解施設<br>ホ　蒸解廃液濃縮施設<br>ヘ　チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設<br>ト　漂白施設<br>チ　抄紙施設（抄造施設を含む。）<br>リ　セロハン製膜施設<br>ヌ　湿式繊維板成型施設<br>ル　廃ガス洗浄施設 |
| 23の2 | 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　自動式フイルム現像洗浄施設<br>ロ　自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 |
| 24 | 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　ろ過施設<br>ロ　分離施設<br>ハ　水洗式破砕施設<br>ニ　廃ガス洗浄施設<br>ホ　湿式集じん施設 |
| 25 | 削除 |
| 26 | 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　洗浄施設<br>ロ　ろ過施設<br>ハ　カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機<br>ニ　群青製造施設のうち、水洗式分別施設<br>ホ　廃ガス洗浄施設 |
| 27 | 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　ろ過施設<br>ロ　遠心分離機<br>ハ　硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設<br>ニ　活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設<br>ホ　無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設<br>ヘ　青酸製造施設のうち、反応施設<br>ト　よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設<br>チ　海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設<br>リ　バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設<br>ヌ　廃ガス洗浄施設<br>ル　湿式集じん施設 |
| 28 | カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　湿式アセチレンガス発生施設<br>ロ　酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設<br>ハ　ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設<br>ニ　アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設<br>ホ　塩化ビニルモノマー洗浄施設<br>ヘ　クロロプレンモノマー洗浄施設 |
| 29 | コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　ベンゼン類硫酸洗浄施設<br>ロ　静置分離器<br>ハ　タール酸ソーダ硫酸分解施設 |
| 30 | 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　蒸留施設<br>ハ　遠心分離機<br>ニ　ろ過施設 |
| 31 | メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設<br>ロ　ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設<br>ハ　フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 |

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
|---|---|
| 32 | 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　ろ過施設<br>ロ　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設<br>ハ　遠心分離機<br>ニ　廃ガス洗浄施設 |
| 33 | 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　縮合反応施設<br>ロ　水洗施設<br>ハ　遠心分離機<br>ニ　静置分離器<br>ホ　弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設<br>ヘ　ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設<br>ト　中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設<br>チ　ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設<br>リ　廃ガス洗浄施設<br>ヌ　湿式集じん施設 |
| 34 | 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　ろ過施設<br>ロ　脱水施設<br>ハ　水洗施設<br>ニ　ラテックス濃縮施設<br>ホ　スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 |
| 35 | 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　蒸留施設<br>ロ　分離施設<br>ハ　廃ガス洗浄施設 |
| 36 | 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　廃酸分離施設<br>ロ　廃ガス洗浄施設<br>ハ　湿式集じん施設 |
| 37 | 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　洗浄施設<br>ロ　分離施設<br>ハ　ろ過施設<br>ニ　アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設<br>ホ　アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設<br>ヘ　アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設<br>ト　イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設<br>チ　エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設<br>リ　2―エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設<br>ヌ　シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設<br>ル　トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設<br>ヲ　ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設<br>ワ　プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器<br>カ　メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設<br>ヨ　メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設<br>タ　廃ガス洗浄施設 |
| 38 | 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料精製施設<br>ロ　塩析施設 |

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
|---|---|
| 38の2 | 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1・4―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） |
| 39 | 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　脱酸施設<br>ロ　脱臭施設 |
| 40 | 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 |
| 41 | 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　洗浄施設<br>ロ　抽出施設 |
| 42 | ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　石灰づけ施設<br>ハ　洗浄施設 |
| 43 | 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 |
| 44 | 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　原料処理施設<br>ロ　脱水施設 |
| 45 | 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設 |
| 46 | 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　水洗施設<br>ロ　ろ過施設<br>ハ　ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設<br>ニ　廃ガス洗浄施設 |
| 47 | 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　動物原料処理施設<br>ロ　ろ過施設<br>ハ　分離施設<br>ニ　混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）<br>ホ　廃ガス洗浄施設 |
| 48 | 火薬製造業の用に供する洗浄施設 |
| 49 | 農薬製造業の用に供する混合施設 |
| 50 | 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 |
| 51 | 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　脱塩施設<br>ロ　原油常圧蒸留施設<br>ハ　脱硫施設<br>ニ　揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設<br>ホ　潤滑油洗浄施設 |
| 51の2 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 |
| 51の3 | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 |
| 52 | 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　洗浄施設<br>ロ　石灰づけ施設<br>ハ　タンニンづけ施設<br>ニ　クロム浴施設<br>ホ　染色施設 |
| 53 | ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　研摩洗浄施設<br>ロ　廃ガス洗浄施設 |
| 54 | セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　抄造施設<br>ロ　成型機<br>ハ　水養生施設（蒸気養生施設を含む。） |

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
|---|---|
| 55 | 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント |
| 56 | 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 |
| 57 | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 |
| 58 | 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　水洗式破砕施設<br>ロ　水洗式分別施設<br>ハ　酸処理施設<br>ニ　脱水施設 |
| 59 | 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　水洗式破砕施設<br>ロ　水洗式分別施設 |
| 60 | 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 |
| 61 | 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　タール及びガス液分離施設<br>ロ　ガス冷却洗浄施設<br>ハ　圧延施設<br>ニ　焼入れ施設<br>ホ　湿式集じん施設 |
| 62 | 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　還元そう<br>ロ　電解施設(溶融塩電解施設を除く。)<br>ハ　焼入れ施設<br>ニ　水銀精製施設<br>ホ　廃ガス洗浄施設<br>ヘ　湿式集じん施設 |
| 63 | 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　焼入れ施設<br>ロ　電解式洗浄施設<br>ハ　カドミウム電極又は鉛電極の化成施設<br>ニ　水銀精製施設<br>ホ　廃ガス洗浄施設 |
| 63の2 | 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 |
| 63の3 | 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 64 | ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　タール及びガス液分離施設<br>ロ　ガス冷却洗浄施設(脱流化水素施設を含む。) |
| 64の2 | 水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)<br>イ　沈でん施設<br>ロ　ろ過施設 |
| 65 | 酸又はアルカリによる表面処理施設 |
| 66 | 電気めっき施設 |
| 66の2 | エチレンオキサイド又は1・4－ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。) |
| 66の3 | 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　ちゅう房施設<br>ロ　洗濯施設<br>ハ　入浴施設 |
| 66の4 | 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) |

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
|---|---|
| 66の5 | 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66の6 | 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66の7 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66の8 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 67 | 洗濯業の用に供する洗浄施設 |
| 68 | 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 |
| 68の2 | 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。））で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの<br>イ　ちゅう房施設<br>ロ　洗浄施設<br>ハ　入浴施設 |
| 69 | と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 |
| 69の2 | 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）<br>イ　卸売場<br>ロ　仲卸売場 |
| 70 | 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。） |
| 70の2 | 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） |
| 71 | 自動式車両洗浄施設 |
| 71の2 | 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ　洗浄施設<br>ロ　焼入れ施設 |
| 71の3 | 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設 |
| 71の4 | 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの<br>イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの<br>ロ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 |
| 71の5 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） |
| 71の6 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） |
| 72 | し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。） |
| 73 | 下水道終末処理施設 |
| 74 | 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。） |

○特定施設一覧

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(第1条関係)に定める施設

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
|---|---|
| 1 | 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 |
| 2 | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 |
| 3 | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 4 | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 5 | 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 6 | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 |
| 7 | カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ　硫酸濃縮施設<br>ロ　シクロヘキサン分離施設<br>ハ　廃ガス洗浄施設 |
| 8 | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ　水洗施設<br>ロ　廃ガス洗浄施設 |
| 9 | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ　ろ過施設<br>ロ　乾燥施設<br>ハ　廃ガス洗浄施設 |
| 10 | 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ　ろ過施設<br>ロ　廃ガス洗浄施設 |
| 11 | 8・18-ジクロロ-15・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ　ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設<br>ロ　ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設<br>ハ　ジオキサジンバイオレット洗浄施設<br>ニ　熱風乾燥施設 |
| 12 | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ　廃ガス洗浄施設<br>ロ　湿式集じん施設 |
| 13 | 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ　精製施設<br>ロ　廃ガス洗浄施設<br>ハ　湿式集じん施設 |
| 14 | 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ　ろ過施設<br>ロ　精製施設<br>ハ　廃ガス洗浄施設 |
| 15 | 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの<br>イ　廃ガス洗浄施設<br>ロ　湿式集じん施設 |
| 16 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設 |

| 施設番号 | 特定施設の対象業種、施設名称 |
| --- | --- |
| 18 | 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。） |
| 19 | 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。） |